

## 知多東部デイサービスセンター梅の里運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社 糸 半が開設する知多東部デイサービスセンター梅の里(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 知多東部デイサービスセンター梅の里
- ② 所在地 知多市西巽が丘2丁目18番7

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、介護職員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員は2名以上(介護職員と兼務)  
看護職員は1名以上(機能訓練指導員と介護職員と兼務)  
機能訓練指導員1名以上(看護職員と介護職員と兼務)  
介護職員は6名以上(管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員と兼務)  
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- ③ その他  
調理職員 4名(非常勤専従)

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日(12月31日～1月3日は定休日)
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時20分から16時30分までとする。

### (指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

月曜日～土曜日 定員35名

### (指定通所介護及の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練

- ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 個別機能訓練
  - ⑦ 口腔機能向上、チェック
  - ⑧ LIFEへの情報提供またフィードバックによる活用
- 2 食費は、750円を徴収する。
  - 3 娯楽教養費は、1日100円を徴収する。
  - 4 おむつ代は、150円、パット代は、50円を徴収する。
  - 5 時間外の利用は、30分実費1000円とする。
  - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、知多市、東海市、大府市、東浦町及び阿久比町の区域とする。

#### (サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

#### (非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。また訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携に努める。また必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続(BCP)に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

#### (感染症対策)

第12条 事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する。また感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続(BCP)に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

#### (虐待防止対策)

第13条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(オンライン等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回(3月))に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待防止の為の指針を整備すること。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

#### (ハラスメント対策)

第14条 事業所は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、事業中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

#### (事業継続計画)

第15条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に

従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

#### 第16条

- 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 糸 半が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。